

議 事 録

令和5年度四万十町農業委員会12月総会

日 時 令和5年12月26日（火）午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 大正地域振興局 2階 大会議室

日 程

- 第1 指定第17号 会期の決定について
- 第2 指定第18号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第23号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- 第4 報告第24号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第5 報告第25号 非農地証明事務処理報告
- 第6 議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第7 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第8 議案第33号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
- 第9 議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について
- 第10 議案第35号 四万十町賃借料情報提供について
- 第11 その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 欠席 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 竹内 純 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 真弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 欠席 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 常石 幸浩 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 欠席 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 奨一 | 33. 欠席 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- 3 廣井 栄治 22 西井 健夫 30 澤田 憲男 33 橋本 健太郎

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・坂東 恭平・山川 美恵

会長

皆さん、こんにちは。

年末のお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

12月3日に行われました、西部地区産業祭が十川中学校のグラウンドで行われましたが、皆さんに色々ご協力いただき盛大に出来ました。大正・十和地域の委員の皆さんご苦労様でした。何と言っても2年連続の宮崎さんのかぼちゃが優勝でした。

今年につきましても色々ございましたがコロナも5類に移行しまして、だいぶ落ち着いてきた状況です。最近では、インフルエンザも流行っておりまして、学級閉鎖とか、そういった形で子どもが休まれている学校もあると聞いております。

それとウクライナとロシアの戦争の問題がありましたが相変わらず続いております。これで終わるかなと思っておりましたら、イスラエルとガザ地区のハマスとの戦いで、これがまた2万人以上の死者が出てるような本当にこう残念な、人と人が戦うようなことがまた起きてしまったということは残念な年だったと思います。来年こそはそういうことのないような、そういうことが収まるようないい年になっていただきたいと思っております。

今日は先ほど局長も言いましたが、この後、忘年会の方もありますので、進行のほどよろしくお願い申し上げます。それではただいまより12月総会を始めたいと思います。よろしくお願いします。

議長

ただ今から、令和5年度四万十町農業委員会12月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号16番 中原英昭委員にお願いします。

ご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

16番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、3番 廣井栄治委員、22番 西井健夫委員、30番 澤田憲男委員、33番 橋本健太郎委員から欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員17名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第17号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和5年度四万十町農業委員会12月総会の会期は、令和5年12月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

次に、日程第 2、指定第 18 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 4 番 小野重明委員と 27 番 市川正司委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 23 号 「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 23 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を報告します。議案書は、3 ページです。

件数は窪川地域の 1 件になります。

借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号 1 土地の所在地、本堂字野中 1236 番、地目、田、面積、3,025 m²。他 1 筆あり、合計 2 筆、面積 5,134 m²です。解約事由は双方合意。合意年月日は令和 5 年 11 月 4 日、引渡年月日は令和 5 年 11 月 18 日です。この農地については、別の耕作者に利用権設定するための合意解約になります。

説明は以上になります。

議長 報告第 23 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第 23 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 24 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 24 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」 ご説明いたします。議案書は、4 ページです。

件数につきましては、窪川地域 2 件になります。

なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、平串字沖屋敷 1207 番 1、地目、田、面積、4,749 m²。他 12 筆あり、合計 13 筆。面積、10,578 m²です。届出日、令和 5 年 11 月 28 日、届

出事由、相続。あつせん希望については、希望しないとなっております。

続いて番号 2 番 土地の所在地、仁井田字上屋式 683 番 3、地目、畑、面積、43 m²。他 3 筆あり、合計 4 筆。面積、3,507 m²です。届出日、令和 5 年 12 月 4 日、届出事由、相続。あつせん希望については、希望しないとなっております。

説明は以上です。

議長

報告第 24 号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第 24 号は終わります。

議長

続いて、日程第 5 報告第 25 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 25 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたのでご報告いたします。議案書 5 ページをご覧ください。

今月は窪川地域から 3 件、西部地域から 1 件となっております。

番号 1 番、添付資料は 1 ページから 2 ページです。榊山町 675 番 2、地目、田、面積、27 m²、他 1 筆あり、合計 2 筆、面積 89 m²です。申請地は 20 年以上前より公衆用道路として利用され、現在に至っております。令和 5 年 11 月 14 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

続きまして番号 2 番、添付資料は 5 ページから 6 ページです。金上野字ヤクチ 1434 番 18、地目、畑、面積、323 m²です。

申請地は 20 年以上耕作放棄され山地となっており、一部、平成 13 年 10 月にお墓が建てられております。令和 5 年 10 月 5 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。

続きまして番号 3 番、添付資料は 3 ページから 4 ページです。南川口字カヤシキ 96 番 1、地目、畑、面積、295 m²です。申請地は 45 年以上前より建物が建築されており、現在に至っております。令和 5 年 12 月 4 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

窪川地域からは以上です。

続きまして、西部地域からです。

番号 4、添付資料は 7 ページから 10 ページをご覧ください。

土地の所在地は、大正字住吉 1032 番、地目、田、面積 256 m²。他 5 筆あり、合計 6 筆、面積、2,362 m²です。1032 番、1052 番 1、1052 番 2、1052 番 3、1054 番 1 については、約 40 年前から耕作不能となり、現在に至っており、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準のウ やむを得ない事情によって 10

年以上耕作放棄されたため、農地への復旧ができない土地のため、非農地であると認め、1052 番 4 は、50 年以上前に建物が建築されており、現在に至っている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 4 証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和 5 年 11 月 15 日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第 25 号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第 25 号は終わります。

議長 続いて、日程第 6 議案第 31 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 31 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明いたします。

議案書は 6 ページです。申請地の位置は添付資料の 11 ページをご覧ください。

件数につきましては窪川地域の 3 件、西部地域 2 件の計 5 件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、南川口字カヤシキ 96 番 3、地目、畑、面積、110 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は破産による売却、譲受理由は相手方の要望です。申請地では野菜を栽培する計画となっております。

続いて番号 2 番 土地の所在地、平串字田代 717 番 1、地目、田、面積、597 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

続いて番号 3 番 土地の所在地、平野字石原田 1421 番 1、地目、田、面積、1,312 m²。他 3 筆あり、合計 4 筆、面積、3,250 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

窪川地域は以上です。

続きまして、西部地域です。

番号 4 土地の所在地、十川字石神 1514 番 1、地目、田、面積、340 m²。外 3 筆あり、合計 4 筆、面積、1,132 m²です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、水稻等を栽培する予定です。

続きまして、番号 5 土地の所在地、大正北ノ川字竹ノハナ 672 番、地目、田、面積、1,223 m²です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。申請地では、生姜を栽培する予定です。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第 31 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。4 番 小野重明委員。

4 番 ひいおじいさんの代からどんなになっているのか全然わからないそうです。破産管財人から連絡があって初めて知ったような状態でして、本人も大変驚いているというような状態でした。

カヤシキの畑については、報告第 25 号の 3 の議案のすぐ隣で 1 m ぐらい上がったところの畑でして、実際には田んぼが 4 畝ぐらい、以前はこの本人が作っていましたが、もう現在は機械を全部処分して、南川口地域の方に貸しているような状態でして。100 m² ぐらいの畑ですので他の人に迷惑かけるような状態にはないので、問題ないと思われます。以上です。

議長 続きまして、番号 2 番。29 番 石田芳秋委員。

29 番 番号 2 番について、譲受人に確認しました。譲受人は、ハウスのニラ、水稻等栽培しておりまして、効率的に年間 150 日以上農業に従事しております。取得する土地の周辺につきましては、影響はないと考えます。譲渡人は高齢のため、話がまとまると譲受人の方から伺っております。以上です。

議長 続きまして、番号 3 番。9 番 山本道雄委員。

9 番 12 月 22 日に譲受人から伺ってきました。現状は田であります。今回 4 枚になっていますが現況は 3 枚でありまして、集成図のどこを見ていただいてですね、1421-1 それから 1421-3 これが 1 枚になってます。それからおまけにですね、名前が違うんですが、1421-2 というのが下に三角がありますが、これも一緒になって 1 枚になっております。それからもう 1 つのですね、1430 と 1431 名前が違いますけどもそこが 1 枚になっております。合計の 3 枚ですね。ほぼこの法人と代表と一緒に耕作しておりまして、周辺農地には支障は与えません。特に問題ないと考えます。

議長 続きまして、番号 4 番。13 番 武内道則委員。

13 番 24 日に現地確認と話を聞いてまいりました。現況は 3 筆あるんですけど、これが同じように基盤整備で 1 枚の田になっており、もう 1 つは畑であること、周辺農地には迷惑をかけてないことを確認しております。今回の案件なんですけど、兄弟間での贈与ということで譲渡人の方が車の免許も返されたのかなと思うんですが、シニアカーに乗っておられまして。トラクターで代かきをしていたんですが、トラクターも処分したということで、弟さんに名義を譲って、維持管理をしてもらうようにするということなのですけども、トラクターなど全部手放しておるものですから、地域の担い手に作業委託をして米作りをすると、畑の方では、夏野菜、トマト、

ピーマン、ちょっとした家庭菜園程度の自家消費する野菜を作ると、高齢者同士の贈与ということで、感じるところがあるわけですが、譲受人の方はですね、お孫さんが近くにおりまして、なんとか土羽の草刈り等ができるのかなと考えておりますので、今回の案件は問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号 5 番。16 番 中原英昭委員。

16 番 聞き取りと現地確認に行って参りました。譲受人は面接で譲渡人には電話で確認をしております。譲受人は地域の担い手でありまして、認定農業者です。現地は以前より作業を受けて、譲受人が耕作しておりまして、数年前より生姜を作付けしております。譲渡人との関係は親戚ですという話なんですけど、その譲受人に聞くとおじいさん同士が兄弟みたいな感じだそうです。

2 ヶ月に 1 度程度は譲渡人の方は北ノ川地域に帰っては来ているみたいなんですけれども、高齢でもあって、同じ地域であります譲受人に贈与という形になっております。

詳しくはよう聞かなかったんですけれども、高齢でもあって、地域にいる人に作ってもらえたらなっている感じでした。問題はないんじゃないかなと思っております。以上です。

議長 3 番の案件の 9 番山本道雄委員から集成図について名前のことでありましたので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局 番号 3 番について先ほど山本道雄委員から説明で名前が違うというのがありましたが、今回、譲渡人名義の土地について名義変更をするので、名前が違う方についての名義変更はないと。ただその筆が 1 枚になっているということです。よろしくお願いします。

議長 議案第 31 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 31 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定

について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 32 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 32 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明します。議案書は 8 ページです。今月は窪川地域の 1 件です。
番号 1 添付資料は 16 ページ、17 ページです。

申請地は、2 筆。土地の所在、根々崎字家の前 250 番 2、地目、田、面積 297 m²、同所字同 258 番 3、地目、田、面積 262 m²の農地です。権利事由は贈与による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、農業用施設の整備です。転用理由は、農作業用の作業場と予冷库を整備するものです。当申請地は、今回転用の申請があった時点で農業用施設用地として整備されておりまして、今後はこのような事態を起こさないよう反省している旨の始末書も提出されております。

すみません、補足になりますが、農業用施設用地の場合は 200 m²未満であれば許可不要で建設可能となっております。これについては自分の農地に自分の農業経営のために農業施設を設置する場合でして、今回のように農地所有者と建設者、今回法人になっておりますが、これが別である場合は、違反転用という取り扱いになっております。ですので、始末書という形になっております。

農地区分についてですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行令第四条第 2 号のイ「申請に係る農地を農業用施設の用に供するもの」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。

転用計画につきましては、17 ページの土地利用計画図に示している形で、すみません、文字が小さく見にくいと思いますが、北側は予冷库、カーポート及び倉庫、南側は作業場、露天駐車場として利用します。

周囲の状況は、北側、西側は譲渡人の農地、東側は宅地、南側に一部農地がありますが、日照による影響は無いため、特に影響は無いものと考えております。

土地の造成計画については、特にありません。

進入計画については、東側の町道から直接進入します。進入部分の取り付け工事はありません。

排水計画については、雨水のみで自然浸透とします。説明は以上です。

議長 議案第 32 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。1 番 下元弘章委員。

1 番 譲渡人、譲受人双方に話を聞いています。さきほど説明がありましたが、農業施設用地として使用しております。面積のことは、作業場、予冷库、倉庫、従業員の駐車スペースとして利用しており、必要最小限の計画で問題はないと思い

ます。周辺の農地の営農条件ですが、周辺農地はすべて譲渡人の所有地であり、営農への支障については問題ないと思います。排水計画についても自然浸透のみということで、営農への問題はないと思います。

議長 議案第 32 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
16 番 中原英昭委員。

16 番 200 m²以下っていうのは、その農地利用計画図の中のどの部分が 200 m²ですか。
今回その不可抗力で、5 条やったらアウトになっただけで、自分の土地やったらセーフやったっていう話ですよ。

事務局 5 条申請だから違反転用っていうわけではなくて、そもそも建てたのが法人で、その時点で違反転用という形です。面積についてなんですけど、この予冷库と作業場は時期が違う時に建ててまして、その必要とするその施設のたてりが違うので、それぞれが 200 m²以下やったら、許可不要で立てれるという形になります。面積が見にくいですが、予冷库の方が 110.47、作業場の方が 132.44。

駐車場についても、施設に付帯して、社員さんであるとか、作業員の駐車場スペースということであれば、付帯して農業施設ということでできますので、それも 200 m²に入れます。厳密に言ったら 200 m²超えてるのかもしれないですけど、今回違反転用ということで申請がありましたので、そのように対処しています。

議長 他に質疑等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 32 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 32 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 8 議案第 33 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第 33 号 番号 15 番は、議席番号 8 番 宮崎恵美子委員が、番号 16 番は、議席番号 31 番 武市敏男委員が、それぞれ四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、まず、番号 1 番から 14 番の審議、

採決を行います。その後に 8 番 宮崎恵美子委員に退席していただき、番号 15 番の審議、採決を行います。さらにその後、31 番 武市敏男委員に退席していただき、番号 16 番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 33 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。

議案書は 11 ページからです。添付資料については 18 ページからになります。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 6 年 1 月 4 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第五条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。ページは 11 ページから 14 ページです。件数は窪川地域 5 件、西部地域 11 件の計 16 件です。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

添付資料、位置図等は 18 ページからになります。

番号 1 番から 11 番については、農地中間管理機構の一括方式による賃貸借権、使用貸借権の設定になります。

番号 1、土地の所在地、大井川字鷺ノ巣 334 番、地目、田、面積、1,369 m²です。設定は新規の設定になります。期間は、令和 6 年 1 月 4 日から令和 11 年 1 月 3 日までの 5 年になります。作物はニラを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続きまして、番号 2 番から番号 11 番までは、設定を受ける者が同じになりますので少しまとめて説明させていただきます。

番号 2、土地の所在地、小野字シノヅノ上 1098 番、地目、畑、面積、457 m²。他 4 筆あり、合計 5 筆、面積、2,513 m²。

番号 3、土地の所在地、小野字シム子山 1264 番 1、地目、畑、面積、2,550 m²。他 1 筆あり、合計 2 筆、面積、2,722 m²。

番号 4、土地の所在地、小野字白皇神田 1242 番、地目、畑、面積、1,729 m²。他 2 筆あり、合計 3 筆。面積、4,646 m²。

番号 5、土地の所在地、小野字曾我ノ森 378 番 52、地目、畑、面積、206 m²。

番号 6、土地の所在地、小野字曾我ノ森 378 番 57、地目、畑、面積、251 m²。他 2 筆あり、合計 3 筆。面積、2,323 m²。

番号 7、土地の所在地、小野字南駄馬 1109 番、地目、畑、面積、436 m²。

番号 8、土地の所在地、小野字南駄馬 1111 番、地目、畑、面積、1,187 m²。

番号 9、土地の所在地、小野字曾我ノ森 378 番 53、地目、畑、面積、197 m²。

番号 10、土地の所在地、小野字曾我ノ森 378 番 13、地目、畑、面積、149 m²。

番号 11、土地の所在地、小野字曾我ノ森 378 番 14、地目、畑、面積、158 m²。

設定は更新の設定になります。期間はすべて令和 6 年 1 月 4 日から令和 9 年 1 月 3 日までの 3 年になります。作物は露地野菜を栽培する計画です。権利の種類は、番号 2 の地番 1098 番以下 3 筆。番号 3、番号 4、番号 6 の地番 1185 番以下 1 筆。番号 7、番号 8 については、賃貸借権での設定。番号 2、地番 378 番 54 の 1 筆。番号 5、番号 6 の地番 378 番 57 の 1 筆。番号 9、番号 10、番号 11 について

は使用貸借権での設定です。西部地域からは以上です。

続きまして窪川地域からです。

番号 12 番 土地の所在地、宮内字仮屋 764 番、地目、田、面積 148 m²、他 5 筆あり、合計 6 筆、面積 1,682 m²です。設定は新規になります。期間は令和 6 年 1 月 4 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 3 年間です。作物はトウモロコシと里芋を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号 13 番 土地の所在地、仁井田字栄城田 1179 番 4、地目、田、面積 769 m²、他 3 筆あり、合計 4 筆、面積 10,634 m²です。設定は更新になります。期間は令和 6 年 1 月 4 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 4 年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号 14 番 土地の所在地、仁井田字寶田 1968 番、地目、田、面積 3,342 m²です。設定は更新になります。期間は令和 6 年 1 月 4 日から令和 10 年 12 月 31 日までの 5 年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

以上です。

議長

議案第 33 号 番号 1 番から番号 14 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。34 番 平野直人委員。

34 番

番号 1 番ですが、12 月 19 日に借受人に会い確認しました。

内容も利用集積計画のとおりです。借受人は年間 150 日以上 of 農作業に従事していることを確認しております。周辺農地に悪影響を与えないことも確認しております。借受人は地域の担い手でもあります。新規ですが、特に問題はないと思います。

議長

続きまして、番号 2 番から 11 番まで一括でお願いします。13 番 武内道則委員。

13 番

24 日に現地確認と電話にて話を聞いてきましたが、次の日の月曜日ちょうど会いましたので、本人とも話をさせてもらいました。この会社法人はですね、有機栽培に特化した野菜を作っておりまして、非常に、土羽の草刈り等々ですが、地元と揉めていたのですが、最近あんまり聞かなくなっておりましたけど、また毎年毎年ではないんですが、メンバーが変わるんです従業員が。農業研修生と称して人が入れ替わるもので、今年の 4 月からまた人が変わって若い方がおります。

現況はすべてこれ畑になっております。僕ら地元から言わすと、耕作放棄地になりかねない、3 反とか広い農地もあるわけですけど山手とひつついてるところばかりで、畑作をする年寄りがおらなくなったもので、色々ですね苦情もあるわけですけど、なんとか頑張ってやっていただければなと思ってる次第でございます。

現況は今、かぼちゃを最後に今はとりあえずナバナが植わってるだけで、他は全部作が終わった状態であります。

何度か話も聞きましたが、メインはサツマイモですけど、今年は全国的にサツマイモが大豊作の年で在庫がだぶついて来年どうしようかなということを社長も言

っております。色々と問題点はあるがですけども、ちょこちょこ声をかけながら土羽の草刈ってやなどと言いながらも、なんとか維持をしていただければなと思っております。なんとか問題ないと考えます。以上です。

議長 続きまして、番号 12 番。2 番 掛水誠幸委員。

2 番 12 番につきまして、説明させていただきます。貸出人の方から 19 日に電話をして確認をしてまいりました。男性の名前になっておりますが、実質は、実の妹さんが管理をされているようで、妹さんの方に連絡取りました。一応借受人の方と 1 回面談してまして、よろしく願いしますということでございましたので特に問題はないんですが、資料の 49 ページを開きください。その中に 764、765、766、字仮屋というところですよ。これ 3 筆になってますが、現状は 1 筆になってまして、ほぼ中心に、電柱が一本立ってます。非常に耕作しにくい状態ではあります。それから、今度左側の図面を見ていただくと、3 筆になってるんですが、486-1、487 については、現状 1 筆です。実際は全体で 3 筆ということでございます。

次に借受人の方からは、12 月 20 日に確認をしてまいりました。その時に現地確認もしてきました。周りも綺麗に管理されておりました。認定農業者で多分、今年で 3 年目になるんじゃないかなと、あと 2 年間はまだ補助の期間があると思いますが、町の補助金を利用しながら、本当に自分らでは手を出さないような耕作放棄地になりそうなところを、一生懸命守っていただいております。こちら本当に感謝しているところでございます。特に集積計画のとおりで問題ないものと思います。

議長 続きまして、番号 13 番、14 番。29 番 石田芳秋委員。

29 番 番号 13 番につきまして 12 月 22 日、借受人に確認に行きました。借受人は、水稻栽培しており地域の担い手でもあります。再設定でありますので、この案件については問題ないと判断します。

14 番ですが、後継者とまではいきませんが手伝いをする息子さんがおりますので、問題ないと思います。また再設定ですので、特に問題ないと思います。

議長 議案第 33 号 番号 1 番から番号 14 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 33 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から番号

14 番までを原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 33 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から番号 14 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 15 番の審議を行いますので、8 番 宮崎恵美子委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 15 番 土地の所在地、六反地字井ノ上 508 番、地目、田、面積、2,369 m²、他 3 筆あり、合計 4 筆、面積 11,616 m²です。設定は更新になります。期間は令和 6 年 1 月 4 日から令和 10 年 12 月 31 日までの 5 年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。
説明は以上です。

議長 議案第 33 号 番号 15 番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。29 番 石田芳秋委員。

29 番 12 月 19 日に借受人に確認しました。借受人は、酪農、水稻と精力的に取り組んでおります。再設定でもあり、特に問題ないと思います。以上です。

議長 議案第 33 号 番号 15 番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 33 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 15 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 33 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 15 番は原案のとおり可決されました

8 番 宮崎恵美子委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 宮崎恵美子委員、番号 15 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 16 番の審議を行いますので、31 番 武市敏男委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 16 番 土地の所在地、本堂字野中 1236 番、地目、田、面積、3,025 m²、他 1 筆あり、合計 2 筆、面積 5,134 m²です。設定は新規になります。期間は令和 6 年

1月4日から令和10年12月31日までの5年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上です。

議長

議案第33号 番号16番について事務局の説明が終わりました。

私の方が担当になっていますので私が補足説明をします。借受人から24日に確認をとっております。借受人は認定農業者で、地域の担い手でもあります。息子さんと親子で周辺地域広い範囲の農地を耕作して地域になくてはならない担い手となっております。また利用権を設定する方は、相続人は被相続人の娘であります、遠地のため、地元の借受人に耕作をしていただくことになったということです。

添付資料の63ページを見てもらったらいいと思いますが、大変規模の大きい専業農家となっております。特に問題ないと判断しています。

議長

議案第33号 番号16番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第33号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号16番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第33号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号16番は、原案のとおり可決されました。

31番 武市敏男委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長

武市敏男委員、番号16番は原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第9 議案第34号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第34号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条11項に基づく要請について」を説明します。議案書は15ページ、添付資料は68ページからご覧ください。

件数につきましては窪川地域の1件です。

受け人の氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、道徳字ツエジリ202番1、地目、田、面積、1,534㎡、

他 2 筆あり、合計 3 筆。面積、3,970 m²です。権利の種類は賃貸借権の設定です。作物は、大豆を栽培する計画です。期間は県認可日から令和 16 年 1 月 8 日までとなっております。

この農地については去年度からの案件でありまして、所有者不明農地として、農業委員会で探索範囲内の調査をしたのち、他に所有者がいないか 2 か月の公示をおこないました。そしていなかった旨、機構に通知し、機構は県に利用権設定を機構に設定することを裁定申請し、今回の場合、機構が 10 年間、利用権を取得しています。

説明は以上になります。

議長 議案第 34 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。9 番 山本道雄委員。

9 番 22 日に公社の方から上がってまいりました。貸し手としては国ではありません。ここは財産相続の放棄地であり、今回営農支援センター四万十が、耕作されることになりました。問題ないと思われます。以上です。

議長 議案第 34 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 34 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 34 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 議案第 35 号「四万十町賃借料情報提供について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 35 号、「四万十町賃借料情報提供について」を説明します。
議案書は 17 ページ、最後のページです。
また別途配布しております「令和 5 年度四万十町賃借料情報資料」も一緒にご覧ください。

この賃借料情報提供とは、農地法第 52 条に基づき、地域ごとにおける賃借料の

動向を収集し、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、農地の賃借料の情報提供を行うものです。今年 1 年間に賃貸借権を設定しました農地（議案件数 40 件、筆数 118 筆）について調査し、この 12 月総会の決定をへて公表となります。

この賃借料情報は、作物ごとに分類し、水稻以外は、旧町村単位で公表しています。

水稻については、四万十町全体・基盤整備地域・未整備地域に分けています。あとは、野菜類、果樹、お茶を含めた普通畑の部、生姜の部、施設野菜の部、大豆の部の項目に分類しています。

賃借料は、10a 当たりの単価を算出し、表示しています。粳、玄米などの物納で契約のあった場合は、1 袋（30kg）当たり 6,300 円に換算して計算しています。この単価は今年の J A 高知県四万十支所、十和支所のヒノヒカリの単価を参照しています。計算方法ですが、1 年間の賃借料を「地域」「作物」「基盤整備の有無」ごとに区分し、平均を求めます。

また、その賃借料の中で、著しく高い場合、低い場合はデータ外としています。著しく高いとは、平均額×1.7 倍を超えるもの、著しく低いとは平均額×0.3 倍を下回るものとし、そのデータは計算には含まれていません。

それ以外の賃借料のデータで平均額、最高額、最低額を求め公表しています。

議案書の最後に戻ってください。

今年の水稲の部からいきますと四万十町の平均が 12,200 円になりまして、基盤整備地でいきますと 12,800 円、未整備地域ですと 11,100 円になります。

畑（普通畑）の部におきましては、窪川地域の平均が 4,800 円、大正地域はデータがなく、十和地域の平均は 10,000 円となります。

生姜の部におきましては、窪川地域の平均が 43,400 円、大正地域の平均が 27,500 円、十和地域の平均が 20,000 円となります。

施設野菜の部に置きますと、窪川地域の平均が 52,400 円、十和地域の平均が 9,400 円となります。ハウスについては窪川地域、十和地域それぞれ 1 件のみデータです。

大豆の部に置きますと、窪川地域のみのデータで、平均が 13,000 円になります。

簡単ですが説明は以上となります。

議長 議案第 35 号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第 35 号について質疑を許します。質疑はありますか。
16 番 中原英昭委員。

16 番 施設野菜ってこんなに年間少なかったかなと思って。どっちも窪川 1 件十和 1 件しかなかったってことですよね、1 年間で。今回、あがっているのは来年になるってことですか。

事務局 はい。

- 16 番 これは公告じゃなくて締結されてない。
- 事務局 そうですね、公告日が来年の 1 月 4 日になります。
- 16 番 8,800 円は来年になるということ。
- 事務局 はい。
- 16 番 分かりました。ありがとう。
- 議長 他に何かございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。
- 議案第 35 号「四万十町賃借料情報提供について」、本案を原案のとおり承認し、
農地法第 52 条に基づく四万十町賃借料情報を別紙のとおり提供することに賛成の
委員の挙手を求めます。
- 議長 挙手全員であります。
- よって、議案第 35 号「四万十町賃借料情報提供について」は、原案のとおり可
決されました。
- 議長 続いて、日程第 11 その他の件について議題とします。
- 何かありませんか。
- 議長 なければ、その他の件については終了いたします。
- これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
- ご起立をお願いします。
- 議長 以上をもちまして、令和 5 年度 四万十町農業委員会 12 月総会を閉会いたします。
- 礼。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 50 分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和6年 月 日

会 長

署名委員4番

署名委員27番
